鎌倉市立小学校 AI ドリル使用契約

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市教育委員会　学びみらい部　学校教育課

1　趣旨

鎌倉市では、文部科学省の掲げる「GIGA スクール構想」を進めるに当たり、令和２年度（2020年度）に全ての児童生徒がタブレット端末を利用できる環境整備を行うとともに、令和３年度（2021年度）には、児童生徒の理解度や習熟度に応じた教材の提供により「個別最適な学び」の実現に寄与することを目的として、AI ドリルを導入し、現在も活用を進めています。

鎌倉市もいわゆる「NEXT GIGA（GIGA スクール構想第２期)」を迎え、タブレット端末やデジタル教材等の ICT 機器を更に有効活用することで、「個別最適な学び」の一層の推進を目指しているところです。さらに、令和７年度（2025 年度）には新たな教育大綱を策定し、「“炭火”のごとく誰もが学びの火を灯し続け、生涯にわたり心豊かに生きられるまち鎌倉」を目指す姿（ビジョン）に掲げるとともに、「学習者中心の学び」を行動指針（コンセプト）の中心に据えて、「ワクワクして未来を創る学び」の実現を目指しています。

本プロポーザルは、従来から目指していた「個別最適な学び」の実現に加えて、鎌倉市教育大綱に掲げる「学習者中心の学び」の実現に資する取組の１つとして、本市の児童や学校の実態に最も適した AI ドリルを導入する事業者を選定することを目的とするものです。

なお、本市が導入する AI ドリルは、学習そのものの目的ではなく、基礎的・基本的な知識及び技能の習得や、児童一人ひとりのつまずきの把握を支援する手段として位置付けます。これにより、児童が自らの学びを調整するとともに、教師が児童との対話や、協働的・探究的な学びに一層力を注ぐことのできる環境を整えるものとします。

2 契約の概要

(1) 契約名

鎌倉市立小学校 AI ドリル使用契約

(2) 内容

別紙「鎌倉市立小学校 AI ドリル使用契約仕様書（案)」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 14 年（2032 年）３月 31 日まで

(4) 使用期間

令和９年（2027 年）４月１日から令和 14 年（2032 年）３月 31 日まで

(5) 使用料限度額

本事業に係る使用料の限度額は年額 25,110,000 円（消費税及び地方消費税を含む)、使用期間（60ヶ月）の総額 125,550,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

なお、使用料の支払は令和９年（2027 年）４月分から発生するものとします。

3 契約事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市教育委員会　学びみらい部　学校教育課

所在地:〒248-8686 鎌倉市御成町18 番 10 号　鎌倉市役所第4分庁舎2階

電話:0467-61-3812(直通)

メールアドレス：shidokyo@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL：http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/

※問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

5　参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1)　地方公共団体との契約により、AIドリルを導入した実績を過去５年以内に２件以上有すること。

(2)　ISO/IEC27001を取得していること。また、参加申込時にその停止および取り消し処分等を受けていないこと。

(3)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者及び同条第２項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(4)　監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

(5)　本プロポーザル実施の公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

(6)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(7)　鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等もしくは同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第７条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

6　選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内　容	期　間　等
公募の開始	令和8年（2026年）11月20日（金）から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込	令和8年（2026年）11月20日（金）から令和8年（2026年）12月７日（月）までの休日を除く午前9時から午後5時までに学校教育課に持参するか、郵送（令和8年12月７日（月）必着）で提出してください。
質問の受付（電子メール）	令和8年（2026年）11月20日（金）から令和8年（2026年）11月26日（木）午後5時まで ※メール送信後、学校教育課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和8年（2026年）12月１日（火）までに本市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出 （電子メール）	令和8年（2026年）11月20日（金）から令和8年（2026年）年12月11日（金）午後5時までに、学校教育課宛て電子メールにて提出してください。

プレゼンテーション	令和8年(2026年)12月24日(木)または12月25日(金)を予定
結果通知	令和9年(2027年)1月7日(木)(予定)までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7　参加申込

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください（各１部)。提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できない場合があります。

No.	提 出 書 類	注 意 事 項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式1)
②	業務経歴書	指定様式による(様式2)
③	誓約書	指定様式による(様式3)
④	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。
⑤	ISO/IEC27001を取得していることが証明できる書類	認定番号、事業者名、有効期間の記載がある原本の写し等

(1)　受付期間・提出方法

令和8年(2026 年)11 月 20 日(金)から令和8年(2026 年)12 月7日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時までに学校教育課に持参するか、郵送(令和8年(2026 年)12 月7日(月)必着)で提出してください。

(2)　資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、参加申込をしていただいた全ての事業者へ令和8年(2026 年)12 月9日(水)までに電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8　質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式4)」を提出してください。

(1)　受付期間

令和8年(2026年)11月20日(金)から11月26日(木)午後5時まで

(2)　提出方法

「質問票(様式4)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、学校教育課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」 としてください。メール送信後、学校教育課に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問合せ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3)　回答

質問及び回答の内容は、令和8年(2026年)12月1日(火)までに本市ホームページ上にて公開します。

回答を公表した旨については、公表時点で参加申込をした全ての事業者へ電子メールで通知します。

9 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり審査に必要な書類(以下「提出書類」 という。)を提出してください。

(1)　提出期間

令和8年(2026年)11月20日(金)から令和8年(2026年)12月11日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールに添付して、学校教育課へ提出してください。電子メールの表題は「提案書(事業者名)」としてください。メール送信後、学校教育課に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。添付の容量が大きく(約15MB以上)送信エラーとなる場合は、その旨電子メールでお知らせください。オンラインストレージサービスを案内します。

(3) 提出書類

ア 正本(①～⑦を一式)及び副本(②～⑥を一式)とします。

イ 正本(①～⑦全て)のみ事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による(様式5)
②	実施体制調書	指定様式による(様式6)
③	機能要件一覧及び調査票	指定様式による(様式7)
④	提案書	任意様式(A4 両面 10 枚・20 ページまで) ※表紙・目次・間紙はページ数に含めない。 ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 仕様書の6に示す内容について具体的手法や工夫についての提案
⑤	業務工程表	任意様式による 令和9年(2027年)4月までのAIドリル導入準備や導入後に想定される業務に関するスケジュールを明示してください。
⑥	見積書	任意様式による 本契約に係る費用の内訳や、総額・年額などが分かるように作成してください。
⑦	その他	会社概要のパンフレット等
(提出書類作成に関する注意事項) 日本工業規格によるA4の企画で作成してください。なお、⑦についてはサイズを問いません。		

10 審査の基準及び選考方法

(1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者としますが、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は見積価格が廉価の者を上位とし、更に見積価格も同価格の場合は選考委員の合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとします。また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を行いません。

(2) プレゼンテーション実施予定日

令和8年(2026年)12月24日(木)または12月25日(金)を予定

(変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者に連絡するものとします。)

(3) プレゼンテーション会場等

参加事業者ごとのプレゼンテーション開始時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

(4) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。プレゼンテーションは本契約に係る業務に主に携わる者が行うこととします。会社名を特定できる社章等は身に付けないでください。

(5) プレゼンテーションの方法等

25分以内のプレゼンテーション(25分を経過した場合は、途中でも終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、学校教育課に事前に連絡してください。

(6) プレゼンテーションの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配付することができます。

(7) その他

審査内容は非公開とします。

(8) 審査基準

項番	審査項目	配点	審査の視点	
1	市の教育方針との親和性	30	(1)	鎌倉市教育大綱の掲げる理念を理解し、その実現のためにAIドリルを手段として活用する具体的な提案となっているか。
2	ドリル機能	110	(1)	AIドリルに搭載されている問題が量・質ともに充実しているとともに、児童の基礎・基本の習得に繋がる機能や工夫が実装されているか。
			(2)	児童の理解度・習熟度を分析するAIが高精度であり、児童の「個別最適な学び」に寄与する出題ができるか。
			(3)	選択式、記述式、手書きなど、多様な出題形式が実装されているか。また、小学校低学年児童の使用などを想定し、手書き文字の認識精度が高いか。
			(4)	児童・教員にとって利便性・操作性が高いユーザーインターフェースであるか。
			(5)	鎌倉市が採択している教科書に準拠していることを前提に、学校の授業進度や児童の学習進度（既習内容）に合わせた適切な出題ができるか。

			(6)	現行の学習指導要領や鎌倉市が採択している教科書に準拠しているだけでなく、次期学習指導要領を見据えたコンテンツや機能の充実が図られているか。
3	テスト機能	40	(1)	単元ごとの定着度を確認するために有用なテスト機能となっているか。
			(2)	幅広い学年・教科に対応したテスト機能となっているか。
4	学習履歴	30	(1)	児童の学習履歴がダッシュボード等の形式により分かりやすい形で整理され、教員による児童の見取りに有用なものとなっているか。
			(2)	児童の学習履歴・習熟度等のデータを活用し、学校と家庭の共通理解の醸成や、児童の家庭学習の支援につなげることができるか。また、それらを促進するための機能が充実しているか。
5	サポート	50	(1)	児童・教員の異動や児童の進級等に伴う更新作業など、AIドリルの使用に付随する教員の業務負担の軽減が図られているか。
			(2)	AIドリル導入前後の教員に対するサポート（オンデマンドを含む研修の実施・ヘルプデスクの設置など）が充実しているか。
			(3)	AIドリルの活用状況等を定量的なデータを用いて分析し、分析結果を基に教育委員会に対して実効性のある改善策の提案を行うなど、適切な支援を行うことができるか。
6	セキュリティ	30	(1)	教職員、児童、教育委員会など多様な立場の関係者が様々な場所・端末から利用することを前提として、個人情報保護やセキュリティ確保に関する措置を適切かつ確実に講じているか。
7	見積額	10	(1)	見積額が事業費限度額以内であることを前提に、その内容は適切で妥当性があるか。

11 結果の公表

選考結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和9年(2027年)1月7日(木)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

12 契約締結等

優先交渉権者との契約にあたっては、選考された提案内容を基に、細部について発注者と協議し、上限額内で契約内容及び金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。

また、優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

契約結果については、本市ホームページで公表します。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
(2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
(5) 審査の公平性を害する行為があった場合
(6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
(7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

14 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と発注者とで契約内容の協議を行いますが、両者が合意に至らなかった場合、優先交渉権者の選定時における次点者と協議を行うものとします。

なお、契約に当たっては、契約金額(概算)の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要となります。ただし、鎌倉市契約規則(昭和 39 年 6 月規則第 20 号)第5条の規定により免除となる場合があります。

15 その他留意事項

(1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
(2) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
(3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
(4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
(5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、発注者がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
(6) 提出された書類は返却しません。
(7) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。
(8) 本契約の締結には、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、業務の一部の再委託に関する定めを設けるものとします。
(9) 参加申込の後に辞退する場合は、「辞退届(様式8)」を提出するものとします。
(10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則第34号)等関係法令等の定めるところによります。